

高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領

「3 評価基準の取り扱い(1)企業評価」

誤		正	
評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等	評価項目	評価基準の取り扱い及び提出資料等
環境・労働福祉	<p>障害者雇用対策の実績</p> <p>○入札参加申請日時点において、1年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えている場合に加点する。</p> <p>(略)</p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用していることが分かるもの(身体障害者手帳の写し等の提示) ・報告義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。報告義務がない場合は、健康保険被保険者証の写し等確認のできるものを添付すること。 	環境・労働福祉	<p>障害者雇用対策の実績</p> <p>○入札参加申請日時点において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用数が、障害者の雇用の促進等に関する法律で定める基準を超えている場合に加点する。</p> <p>(略)</p> <p>○提出資料は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者を雇用していることが分かるもの ・報告義務がある場合は、障害者雇用状況報告書の写し(直近の6月1日のもの)を添付すること。 報告義務がない場合は、身体障害者手帳の写し等の提示及び健康保険被保険者証の写し等確認のできるものを添付すること。

なお、「総合評価落札方式評価項目及び評価基準(標準)」に記載の【注6】はこれに準じる。